

栃木県スキー連盟外郭団体系項

(趣旨)

- 1 この要項は、本連盟の外郭団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 外郭団体とは、次の二つの条件を満たす団体をいう
 - (1) 本連盟の目的、事業に賛同し、事業の実施に当たり相互に連携し協力する関係の団体で、任意の団体又は法人を問わない。
 - (2) 本県内を主な活動の場とし、本部を本県内に置く団体とする。

(承認)

- 3 外郭団体の承認は、団体からの申し出に基づき、理事会で議決する。

(取り消し)

- 4 外郭団体が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、承認を取り消すことが出来る。
 - (1) 本連盟の事業を妨げたとき
 - (2) 本連盟の名誉を著しく傷つけたとき
 - (3) 団体の活動が出来なくなったとき
 - (4) その他外郭団体として適当でない認められるとき

(要項の改廃)

- 5 この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この要項は、平成 16 年 10 月 30 日から施行する。